

九條又は八十一條に定めたる公告をなすこと

を怠り又は不正の公告を爲したると

き

第三十條 非訟事件手続法第二百六條乃至

第二百八條の規定は前二條の過料に之を

準用す
附則

本法は昭和六年十一月一日より之を施行す。

第一條に掲ぐる事項を目的とする労

働者の團體又はその聯合團體にして本法

施行の際現に存するものはこれを本法の

勞働組合と看做す。本法施行の際現に存

する勞働組合は本法施行の日より一月以

内に第二條の規定に準じ、届出を爲すべし

社會民衆黨勞働組合法案

第一條 勞働組合は労働條件の維持改善そ

の他被傭者の共同利益を増進する目的的

とする被傭者の團體又はその聯合を云ふ

第二條 本法の適用を受けんとする勞働組

合の設立者は組合規約及び役員の氏名住

所を主たる事務所々在地の地方長官に届

け出づることを要す

第三條 勞働組合の設立者は組合規約を作

り之に左の事項を記載すべし

一、名稱

二、目的

三、主たる事務所

四、組合

員の資格に関する規定

五、組合員の加入脱退に関する規定

六、組合の大會其の他の會議に関する規定

七、組合の執行機關並に其の他の役員の権限資格及び任免に関する規定

八、加入金及組合費徵收方法並に貯蓄に関する規定

九、組合の組合員名簿に関する規定

十、組合規約

第十五條 地方長官は労働組合の規約又は

決議が法令に違反するものありと認めた

發生

二、大會の決議

第十四條 勞働組合は司法裁判所の判決を

繰るにあらざれば解散さることなし

第十五條 地方長官は労働組合の規約又は

決議が法令に違反するものありと認めた

約の變更に關する規定

第一、組合の聯合

第十四條 勞働組合の大會は執行機關を招

集す、組合員三分の一以上の者より其の

目的を定めて招集の要求あつた時は執

行機關を招集す

第五條 勞働組合が組合員扶助の目的を以

て販賣組合購買組合又は生産組合の事業

を營む場合には産業組合法を適用せず

第六條 勞働組合に對しては所得稅營業稅

及び登録稅を免除し又組合員との

間の法律行為に關しては印紙稅を免除す

第七條 勞働組合は労働紛議につき役員其

の他組合員が他人に加へたる損害を賠償

する責に任ぜず

第八條 勞働紛議に關しては治安警察法行

政執行法暴力行爲取締法等犯處罰令違

反の懲罰に處す

約の變更に關する規定

二、大會の決議

第十四條 勞働組合は司法裁判所に訴出するこ

とを要す

第十條 第九條の規定に違反したる届主

又はその事務員は六箇月以上三箇月以下

の日より六箇月以内に第二條の手續に準じ

届出をなすことを要す

附則

第一、執行委員會報告

第一條 鐘ヶ淵紛糾議全國的戰況

三、對鐘ヶ淵紛糾議委員會成立及參加の經過

四、品川乾電池工支部爭議經過

五、本鄉座分會解雇問題

協議決定事項

第一、各専門部長選任決定

第二、大會費用割當決定

第三、大會決定事項執行に關して、組合員手帳及切手制度採

理事會報告

理事會記錄

第一回理事會 昭和五年四月十八日夜於本部

報告事項

一、執行委員會報告

二、鐘ヶ淵紛糾議全國的戰況

三、對鐘ヶ淵紛糾議委員會成立及參加の經過

四、品川乾電池工支部爭議經過

五、本鄉座分會解雇問題

協議決定事項

第一、各専門部長選任決定

第二、大會費用割當決定

第三、大會決定事項執行に關して、組合員手帳及切手制度採

用は、其の實施期を執行委員會に一任し、罷業中の家族救濟案は規約立案案を執行委員會に一任の事

四、飯澤執行委員人件費決定(二十五回)

五、労働組合法請願デーに對し、四月二十日午前九時總動

六、鐘ヶ淵紛糾議應援金募集中の爲四月二十日午前九時本部集合

街頭宣傳を行ふ事

七、メーデー代表辯士に北村義雄、橋本吉五郎の兩君を送

る事

八、關東同盟理事 野口 仁科 永堀 安川 橋爪の五名

推薦決定